

現行地域防災計画

修正案（変更部分のみ記載）

備考

富山県地域防災計画
地震・津波災害編

富山県地域防災計画
地震・津波災害編

凡例

下線 改定箇所

改定案

平成29年 3月修正

富山県防災会議

平成●●年 ●月修正

富山県防災会議

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																																																								
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 防災の基本方策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災の各段階における基本方策</p> <p>1 計画的で周到的地震・津波災害予防対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 日常から地震・津波に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災訓練の充実、要配慮者^{*1}に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、地震・津波に関する調査研究の推進、地域危険度調査研究の促進により調査研究を一層充実する。</p> <p>(略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 社会構造の変化への対応 (略)</p>	<p>(3) 日常から地震・津波に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、<u>実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施</u>・充実、要配慮者^{*1}に対する防災上の措置等により防災行動力を向上させるとともに、地震・津波に関する調査研究の推進、地域危険度調査研究の促進により調査研究を一層充実する。</p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>																																																																																																																								
<p style="text-align: center;">富山県における社会環境の推移</p> <table border="1" data-bbox="152 1021 1025 1452"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1990年</th> <th>2000年</th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>1,103,459人</td> <td>1,120,161人</td> <td>1,120,851人</td> <td><u>1,096,367人</u></td> <td>1,066,328人</td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td>259.5人</td> <td>263.8人</td> <td>263.9人</td> <td><u>256.7人</u></td> <td>251.0人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>291,388世帯</td> <td>314,602世帯</td> <td>357,574世帯</td> <td><u>386,683世帯</u></td> <td>391,171世帯</td> </tr> <tr> <td>電力使用量</td> <td><u>7,704</u>百万 kWh</td> <td><u>9,524</u>百万 kWh</td> <td>10,594百万 kWh</td> <td>11,863百万 kWh</td> <td>10,981百万 kWh</td> </tr> <tr> <td>上水道普及率</td> <td><u>85.4%</u></td> <td><u>89.4%</u></td> <td>91.8%</td> <td>93.2%</td> <td>93.2%</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>16.5%</td> <td><u>27.7%</u></td> <td>54.5%</td> <td><u>79.6%</u></td> <td><u>83.7%</u></td> </tr> <tr> <td>固定電話加入数</td> <td><u>329</u>千台</td> <td><u>418</u>千台</td> <td>391千台</td> <td>280千台</td> <td>177千台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話契約数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>468</u>千件[※]</td> <td><u>890</u>千件</td> <td>1,042千件</td> </tr> <tr> <td>自動車保有台数</td> <td><u>430,116</u>台</td> <td><u>658,594</u>台</td> <td><u>840,072</u>台</td> <td><u>876,190</u>台</td> <td><u>898,342</u>台</td> </tr> </tbody> </table>		1980年	1990年	2000年	2010年	2015年	人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	<u>1,096,367人</u>	1,066,328人	人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	<u>256.7人</u>	251.0人	世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	<u>386,683世帯</u>	391,171世帯	電力使用量	<u>7,704</u> 百万 kWh	<u>9,524</u> 百万 kWh	10,594百万 kWh	11,863百万 kWh	10,981百万 kWh	上水道普及率	<u>85.4%</u>	<u>89.4%</u>	91.8%	93.2%	93.2%	下水道普及率	16.5%	<u>27.7%</u>	54.5%	<u>79.6%</u>	<u>83.7%</u>	固定電話加入数	<u>329</u> 千台	<u>418</u> 千台	391千台	280千台	177千台	携帯電話契約数	—	—	<u>468</u> 千件 [※]	<u>890</u> 千件	1,042千件	自動車保有台数	<u>430,116</u> 台	<u>658,594</u> 台	<u>840,072</u> 台	<u>876,190</u> 台	<u>898,342</u> 台	<p style="text-align: center;">富山県における社会環境の推移</p> <table border="1" data-bbox="1048 1021 1921 1452"> <thead> <tr> <th></th> <th>1980年</th> <th>1990年</th> <th>2000年</th> <th>2010年</th> <th>2015年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>1,103,459人</td> <td>1,120,161人</td> <td>1,120,851人</td> <td><u>1,093,247人</u></td> <td>1,066,328人</td> </tr> <tr> <td>人口密度</td> <td>259.5人</td> <td>263.8人</td> <td>263.9人</td> <td><u>257.4人</u></td> <td>251.0人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>291,388世帯</td> <td>314,602世帯</td> <td>357,574世帯</td> <td><u>383,439世帯</u></td> <td>391,171世帯</td> </tr> <tr> <td>電力使用量</td> <td><u>7,700</u>百万 kWh</td> <td><u>9,519</u>百万 kWh</td> <td>10,594百万 kWh</td> <td>11,863百万 kWh</td> <td>10,981百万 kWh</td> </tr> <tr> <td>上水道普及率</td> <td><u>84.8%</u></td> <td><u>89.9%</u></td> <td>91.8%</td> <td>93.2%</td> <td>93.2%</td> </tr> <tr> <td>下水道普及率</td> <td>16.5%</td> <td><u>26.2%</u></td> <td>54.5%</td> <td><u>78.6%</u></td> <td><u>83.3%</u></td> </tr> <tr> <td>固定電話加入数</td> <td><u>321</u>千台</td> <td><u>405</u>千台</td> <td>417千台</td> <td><u>294</u>千台</td> <td>177千台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話契約数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td><u>404</u>千件</td> <td><u>851</u>千件</td> <td>1,042千件</td> </tr> <tr> <td>自動車保有台数</td> <td><u>413,872</u>台</td> <td><u>633,162</u>台</td> <td><u>839,246</u>台</td> <td><u>875,299</u>台</td> <td><u>897,193</u>台</td> </tr> </tbody> </table>		1980年	1990年	2000年	2010年	2015年	人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	<u>1,093,247人</u>	1,066,328人	人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	<u>257.4人</u>	251.0人	世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	<u>383,439世帯</u>	391,171世帯	電力使用量	<u>7,700</u> 百万 kWh	<u>9,519</u> 百万 kWh	10,594百万 kWh	11,863百万 kWh	10,981百万 kWh	上水道普及率	<u>84.8%</u>	<u>89.9%</u>	91.8%	93.2%	93.2%	下水道普及率	16.5%	<u>26.2%</u>	54.5%	<u>78.6%</u>	<u>83.3%</u>	固定電話加入数	<u>321</u> 千台	<u>405</u> 千台	417千台	<u>294</u> 千台	177千台	携帯電話契約数	—	—	<u>404</u> 千件	<u>851</u> 千件	1,042千件	自動車保有台数	<u>413,872</u> 台	<u>633,162</u> 台	<u>839,246</u> 台	<u>875,299</u> 台	<u>897,193</u> 台	<p>(各編共通) 情報更新等に伴う修正</p>
	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年																																																																																																																					
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	<u>1,096,367人</u>	1,066,328人																																																																																																																					
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	<u>256.7人</u>	251.0人																																																																																																																					
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	<u>386,683世帯</u>	391,171世帯																																																																																																																					
電力使用量	<u>7,704</u> 百万 kWh	<u>9,524</u> 百万 kWh	10,594百万 kWh	11,863百万 kWh	10,981百万 kWh																																																																																																																					
上水道普及率	<u>85.4%</u>	<u>89.4%</u>	91.8%	93.2%	93.2%																																																																																																																					
下水道普及率	16.5%	<u>27.7%</u>	54.5%	<u>79.6%</u>	<u>83.7%</u>																																																																																																																					
固定電話加入数	<u>329</u> 千台	<u>418</u> 千台	391千台	280千台	177千台																																																																																																																					
携帯電話契約数	—	—	<u>468</u> 千件 [※]	<u>890</u> 千件	1,042千件																																																																																																																					
自動車保有台数	<u>430,116</u> 台	<u>658,594</u> 台	<u>840,072</u> 台	<u>876,190</u> 台	<u>898,342</u> 台																																																																																																																					
	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年																																																																																																																					
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	<u>1,093,247人</u>	1,066,328人																																																																																																																					
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	<u>257.4人</u>	251.0人																																																																																																																					
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	<u>383,439世帯</u>	391,171世帯																																																																																																																					
電力使用量	<u>7,700</u> 百万 kWh	<u>9,519</u> 百万 kWh	10,594百万 kWh	11,863百万 kWh	10,981百万 kWh																																																																																																																					
上水道普及率	<u>84.8%</u>	<u>89.9%</u>	91.8%	93.2%	93.2%																																																																																																																					
下水道普及率	16.5%	<u>26.2%</u>	54.5%	<u>78.6%</u>	<u>83.3%</u>																																																																																																																					
固定電話加入数	<u>321</u> 千台	<u>405</u> 千台	417千台	<u>294</u> 千台	177千台																																																																																																																					
携帯電話契約数	—	—	<u>404</u> 千件	<u>851</u> 千件	1,042千件																																																																																																																					
自動車保有台数	<u>413,872</u> 台	<u>633,162</u> 台	<u>839,246</u> 台	<u>875,299</u> 台	<u>897,193</u> 台																																																																																																																					

現行地域防災計画						修正案（変更部分のみ記載）						備考
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	30.5%	老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	30.5%	
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	13,632人	外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	13,695人	
※携帯電話・自動車電話の加入者数（資料：富山県各種統計ほか）						（資料：富山県各種統計ほか）						被害想定調査実施に伴う修正
<p>第5節 県内の活断層と地震</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 地形、地質、地盤の特性</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 活断層</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>						<p>また、本県に影響を及ぼすことが想定される活断層については、次のとおりである。</p> <p>(1) 森本・富樫断層帯（巻末図3. 7）</p> <p>森本・富樫断層帯は、石川県河北郡津幡町から金沢市を経て白山市明島町付近（旧石川郡鶴来町）に至る、長さ約26 kmの断層帯で、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層である。過去数十万年間～数万年間においては、平均的な上下方向のずれの速度が概ね1 m/千年程度であった可能性がある。最新の活動は、約2,000年前以後、4世紀以前にあったと推定され、1回の活動によるずれの量は3 m程度、そのうち上下成分は2 m程度であった可能性がある。平均的な活動間隔について直接的なデータは得られていないが、1,700年～2,200年程度であった可能性がある。</p> <p>(2) 邑知潟断層帯（巻末図3. 8）</p> <p>邑知潟断層帯は、石川県七尾市から鹿島郡中能登町、羽咋市、羽咋郡宝達志水町を経て、かほく市に至る断層帯である。全体の長さは約44 kmで、ほぼ北東～南西方向に延びており、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層である。平均的な上下方向のずれの速度は0.4～0.8 m/千年程度と推定され、最新活動時期は、約3,200年前以後、9世紀以前と推定され、その際には、断層の南東側が相対的に2～3 m程度高まる段差や撓みが生じた可能性がある。平均活動間隔は1,200～1,900年程度であった可能性がある。なお、平成22年度に実施された「活断層の追加・</p>						

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3 (略) (略) また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計468回（2016年12月末現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は9回と全国的にも地震の少ない県である。（「震度4以上を記録した地震一覧」参照） (略)</p> <p>第4 被害想定 (略)</p> <p>1 地震の想定 本計画による地震の想定については、本県の行った地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、跡津川断層、呉羽山断層帯及び法林寺断層を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行うものとする。</p> <p>2 被害の想定 (1) 被害想定の項目 ア 跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層を震源とする直下型地震が発生した際の、富山県全域の震度分布、液状化危険度を示す。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 前提条件 ア (略) イ (略) <u>(追加)</u></p>	<p><u>補完調査</u>（「<u>邑知潟断層帯の活動性および活動履歴調査（独立行政法人産業技術総合研究所）</u>」）では、<u>最新活動時期は、8～9世紀以降、16世紀以前の可能性があり、平均活動間隔は、800～1,500年程度であるとされた。</u></p> <p>また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計474回（2017年11月末現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は9回と全国的にも地震の少ない県である。（「震度4以上を記録した地震一覧」参照）</p> <p>本計画による地震の想定については、本県の行った地震調査研究事業の結果や地震調査研究推進本部等の公表資料を踏まえ、跡津川断層、呉羽山断層帯、<u>法林寺断層及び砺波平野断層帯西部並びに森本・富樫断層帯及び邑知潟断層帯</u>を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行うものとする。</p> <p>ア 跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層、<u>砺波平野断層帯西部、森本・富樫断層帯、邑知潟断層帯</u>を震源とする直下型地震が発生した際の、富山県全域の震度分布、液状化危険度を示す。</p> <p>ウ <u>砺波平野断層帯西部、森本・富樫断層帯、邑知潟断層帯</u> <u>(ア) 被害想定に必要な各種データは、富山県人口移動調査（平成29年1月1日現在）の人口・世帯データや平成29年度固定資産税課税データ等を用いた。</u></p>	<p>情報更新に伴う修正</p> <p>被害想定調査実施に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3 被害想定概要</p> <p>(1) 予想震度分布 地震の予測震度は巻末図4. 1～図4. <u>3</u>（「地震予測震度分布」）のとおりである。 (略) <u>(追加)</u></p> <p>(2) 地盤の液状化 地盤の液状化については、巻末図5. 1～図5. <u>3</u>（「液状化判定結果図」）のとおりである。 (略)</p> <p>(3) 被害概要 (略) ア (略) イ (略)</p>	<p><u>(イ) 火災（出火、延焼）の予測は、風速8m/秒、風向きは各地域の実情によるものとし、季節・時刻は中央防災会議による被害想定手法を参考に設定した。</u></p> <p><u>(ウ) 被害想定は、基本的に県下を250㎡メッシュに分割して行う。また、メッシュ以外では、市町村単位を採用した。</u></p> <p>地震の予測震度は巻末図4. 1～図4. <u>9</u>（「地震予測震度分布」）のとおりである。</p> <p><u>砺波平野断層帯西部地震では、震源域東端の一部に震度7となる地域があるほか、震度6弱以上が断層近傍及び平野部に分布している。</u></p> <p><u>森本・富樫断層帯地震では、震度6弱以上が想定震源を中心に分布している。</u></p> <p><u>邑知潟断層帯地震では、いずれのケースにおいても強震動生成域を中心に震度7となる地域が多くあるほか、震度6弱以上が震源域及びその近傍に分布している。</u></p> <p>地盤の液状化については、巻末図5. 1～図5. <u>9</u>（「液状化判定結果図」）のとおりである。</p>	<p>被害想定調査実施に伴う修正</p> <p>同上</p>

現行地域防災計画

(追加)

修正案（変更部分のみ記載）

ウ 砺波平野断層帯西部

備考

被害想定調査実施に伴う修正

項 目		被 害 予 測 数			
物 的 被 害	建物分類	住宅	非住宅	合 計	
	現 況 (棟)	497,454	301,324	798,778	
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	8,150	4,584	12,734
		半 壊 (棟)	26,232	14,343	40,575
		被害率 (%)	6.9%	6.3%	6.7%
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	1,043	528	1,571
		半 壊 (棟)	1,516	736	2,252
		被害率 (%)	0.5%	0.4%	0.5%
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	4	3	7
		半 壊 (棟)	8	7	15
		被害率 (%)	0.002%	0.003%	0.003%
	合 計	全 壊 (棟)	9,197	5,115	14,312
		半 壊 (棟)	27,756	15,086	42,842
		被害率 (%)	7.4%	6.7%	7.2%
	火災・延焼	焼 失 (棟)	57	45	102
建物屋外付帯物の落下 (棟)		1,673	1,294	2,967	
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674			
	倒 壊 (件)	359			
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610			
	転 倒 (件)	0			
人 的 被 害	現況人口 (人)	1,074,705			
	被害項目	死者数	負傷者数	合計	
	建物の倒壊 (人)	431	5,794	6,225	
	急傾斜地崩壊 (人)	0	0	0	
	火災・延焼 (人)	0	1	1	
	各種の塀倒壊 (人)	0	0	0	
	自動販売機の転倒 (人)	0	0	0	
	建物屋外付帯物の落下 (人)	0	0	0	
	合 計 (人)	431	5,795	6,226	

現行地域防災計画

(追加)

修正案（変更部分のみ記載）

エ 森本・富樫断層帯

備考

被害想定調査実施に伴う修正

		項 目		被 害 予 測 数		
		建物分類		住宅	非住宅	合 計
物 的 被 害	建 物 被 害	現 況 (棟)		497,454	301,324	798,778
		地盤の揺れ	全 壊 (棟)	1,717	1,461	3,178
			半 壊 (棟)	12,153	8,491	20,644
			被害率 (%)	2.8%	3.3%	3.0%
		地盤の液状化	全 壊 (棟)	214	152	366
			半 壊 (棟)	304	205	509
			被害率 (%)	0.1%	0.1%	0.1%
		急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	0	1	1
			半 壊 (棟)	1	2	3
			被害率 (%)	0.0002%	0.001%	0.001%
		合 計	全 壊 (棟)	1,931	1,614	3,545
			半 壊 (棟)	12,458	8,698	21,156
			被害率 (%)	2.9%	3.4%	3.1%
		火災・延焼	焼 失 (棟)	0	0	0
建物屋外付帯物の落下 (棟)				122	142	264
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674				
	倒 壊 (件)	0				
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610				
	転 倒 (件)	0				
人 的 被 害	死 傷 者	現況人口 (人)		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊 (人)		65	2,104	2,169
		急傾斜地崩壊 (人)		0	0	0
		火災・延焼 (人)		0	0	0
		各種の塀倒壊 (人)		0	0	0
		自動販売機の転倒 (人)		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下 (人)		0	0	0
		合 計 (人)		65	2,104	2,169

現行地域防災計画

(追加)

修正案（変更部分のみ記載）

オ 邑知瀉断層帯
(ケース1)

備考

被害想定調査実施に伴う修正

項 目		被 害 予 測 数			
物 的 被 害	建 物	建物分類	住宅	非住宅	合 計
		現 況 (棟)	497,454	301,324	798,778
	地盤の 揺れ	全 壊 (棟)	49,244	21,690	70,934
		半 壊 (棟)	50,240	22,582	72,822
		被害率 (%)	20.0%	14.7%	18.0%
	地盤の 液状化	全 壊 (棟)	2,042	945	2,987
		半 壊 (棟)	4,123	1,670	5,793
		被害率 (%)	1.2%	0.9%	1.1%
	急傾斜地 崩壊	全 壊 (棟)	34	16	50
		半 壊 (棟)	77	40	117
		被害率 (%)	0.02%	0.02%	0.02%
	合 計	全 壊 (棟)	51,320	22,651	73,971
		半 壊 (棟)	54,440	24,292	78,732
		被害率 (%)	21.3%	15.6%	19.1%
	火災・延焼	焼 失 (棟)	501	281	782
建物屋外付帯物の落下 (棟)		23,175	13,706	36,881	
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674			
	倒 壊 (件)	5,619			
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610			
	転 倒 (件)	0			
人 的 被 害	死 傷 者	現況人口 (人)	1,074,705		
		被害項目	死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊 (人)	2,993	17,947	20,940
		急傾斜地崩壊 (人)	4	5	9
		火災・延焼 (人)	19	22	41
		各種の塀倒壊 (人)	0	0	0
		自動販売機の転倒 (人)	0	0	0
		建物屋外付帯物の落下 (人)	0	0	0
		合 計 (人)	3,016	17,974	20,990

現行地域防災計画

修正案（変更部分のみ記載）

備考

(追加)

(ケース2)

被害想定調査実施に伴う修正

項 目		被 害 予 測 数			
物 的 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
	現 況 (棟)		497,454	301,324	798,778
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	50,559	22,527	73,086
		半 壊 (棟)	51,335	23,366	74,701
		被害率 (%)	20.5%	15.2%	18.5%
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	2,169	1,066	3,235
		半 壊 (棟)	4,326	1,828	6,154
		被害率 (%)	1.3%	1.0%	1.2%
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	36	18	54
		半 壊 (棟)	84	43	127
		被害率 (%)	0.02%	0.02%	0.02%
	合 計	全 壊 (棟)	52,764	23,611	76,375
		半 壊 (棟)	55,745	25,237	80,982
		被害率 (%)	21.8%	16.2%	19.7%
	火災・延焼	焼 失 (棟)	532	302	834
建物屋外付帯物の落下 (棟)		23,403	13,960	37,363	
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674			
	倒 壊 (件)	5,438			
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610			
	転 倒 (件)	0			
人 的 被 害	現況人口 (人)		1,074,705		
	被害項目		死者数	負傷者数	合計
	建物の倒壊 (人)		3,065	18,389	21,454
	急傾斜地崩壊 (人)		4	5	9
	火災・延焼 (人)		18	22	40
	各種の塀倒壊 (人)		0	0	0
	自動販売機の転倒 (人)		0	0	0
	建物屋外付帯物の落下 (人)		0	0	0
	合 計 (人)		3,087	18,416	21,503

現行地域防災計画

修正案（変更部分のみ記載）

備考

（追加）

（ケース3）

被害想定調査実施に伴う修正

項 目		被 害 予 測 数			
物 的 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
	現 況（棟）		497,454	301,324	798,778
	地盤の揺れ	全 壊（棟）	52,056	23,875	75,931
		半 壊（棟）	51,645	24,032	75,677
		被害率（%）	20.8%	15.9%	19.0%
	地盤の液状化	全 壊（棟）	2,278	1,132	3,410
		半 壊（棟）	4,523	1,932	6,455
		被害率（%）	1.4%	1.0%	1.2%
	急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	32	16	48
		半 壊（棟）	74	38	112
		被害率（%）	0.02%	0.02%	0.02%
	合 計	全 壊（棟）	54,366	25,023	79,389
		半 壊（棟）	56,242	26,002	82,244
		被害率（%）	22.2%	16.9%	20.2%
	火災・延焼	焼 失（棟）	536	310	846
建物屋外付帯物の落下（棟）		23,501	14,477	37,978	
ブロック塀等倒壊	現 況（件）	104,674			
	倒 壊（件）	5,712			
自動販売機の転倒	現 況（件）	42,610			
	転 倒（件）	0			
人 的 被 害	現況人口（人）		1,074,705		
	被害項目		死者数	負傷者数	合計
	建物の倒壊（人）		3,156	18,640	21,796
	急傾斜地崩壊（人）		4	5	9
	火災・延焼（人）		18	23	41
	各種の塀倒壊（人）		0	0	0
	自動販売機の転倒（人）		0	0	0
	建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
	合 計（人）		3,178	18,668	21,846

現行地域防災計画

修正案（変更部分のみ記載）

備考

(追加)

(ケース4)

被害想定調査実施に伴う修正

項 目		被 害 予 測 数			
物 的 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
	現 況 (棟)		497,454	301,324	798,778
	地盤の揺れ	全 壊 (棟)	58,359	27,164	85,523
		半 壊 (棟)	49,917	24,198	74,115
		被害率 (%)	21.8%	17.0%	20.0%
	地盤の液状化	全 壊 (棟)	2,323	1,167	3,490
		半 壊 (棟)	4,429	1,922	6,351
		被害率 (%)	1.4%	1.0%	1.2%
	急傾斜地崩壊	全 壊 (棟)	35	18	53
		半 壊 (棟)	80	44	124
		被害率 (%)	0.02%	0.02%	0.02%
	合 計	全 壊 (棟)	60,717	28,349	89,066
		半 壊 (棟)	54,426	26,164	80,590
		被害率 (%)	23.1%	18.1%	21.2%
	火災・延焼	焼 失 (棟)	633	375	1,008
建物屋外付帯物の落下 (棟)		28,675	17,612	46,287	
ブロック塀等倒壊	現 況 (件)	104,674			
	倒 壊 (件)	6,534			
自動販売機の転倒	現 況 (件)	42,610			
	転 倒 (件)	0			
人 的 被 害	現況人口 (人)		1,074,705		
	被害項目		死者数	負傷者数	合計
	建物の倒壊 (人)		3,531	19,559	23,090
	急傾斜地崩壊 (人)		4	5	9
	火災・延焼 (人)		22	26	48
	各種の塀倒壊 (人)		0	0	0
	自動販売機の転倒 (人)		0	0	0
	建物屋外付帯物の落下 (人)		0	0	0
	合 計 (人)		3,557	19,590	23,147

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																														
<p>第5 富山県に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部）</p> <p>地震調査研究推進本部は、全国の主要な <u>110</u> の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等々を評価している。</p> <p>富山県に関わる活断層の地震評価として、平成14年12月（平成20年5月一部改訂）に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成16年9月に跡津川断層帯・庄川断層帯、平成17年3月に牛首断層帯、平成19年5月に魚津断層帯の長期評価結果が公表されている。</p> <p>地震発生確率では、砺波平野断層帯東部及び呉羽山断層帯は「Sランク（高いグループ）」、砺波平野断層帯西部及び魚津断層帯は「Aランク（やや高いグループ）」に属する。（30年以内の地震発生確率が3%以上は「Sランク（高いグループ）」、0.1%以上～3%未満を「Aランク（やや高いグループ）」としている。）</p> <p>長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部） （略）</p> <p><u>＜参考＞</u>その他本県に影響を及ぼす活断層</p> <table border="1" data-bbox="147 882 1021 1078"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>地震規模</th> <th>主な活断層における相対的評価*</th> <th>地震発生確率（30年内）</th> <th>平均活動間隔</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森本・富樫断層帯</td> <td>M7.2</td> <td>S</td> <td>2%～8%</td> <td>1,700年～2,200年程度</td> <td>約2,000年前～4世紀</td> </tr> <tr> <td>邑知潟断層帯</td> <td>M7.6</td> <td>A</td> <td>2%</td> <td>約1,200年～1,900年程度</td> <td>約3,200年前～9世紀</td> </tr> </tbody> </table> <p>（略） （追加）</p> <p>第6～7 （略）</p> <p>第6節 （略）</p>	活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価*	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期	森本・富樫断層帯	M7.2	S	2%～8%	1,700年～2,200年程度	約2,000年前～4世紀	邑知潟断層帯	M7.6	A	2%	約1,200年～1,900年程度	約3,200年前～9世紀	<p>地震調査研究推進本部は、全国の主要な <u>113</u> の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等々を評価している。富山県に関わる活断層の地震評価として、平成14年12月（平成20年5月一部改訂）に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成16年9月に跡津川断層帯・庄川断層帯、平成17年3月に牛首断層帯、平成19年5月に魚津断層帯、平成13年12月（平成25年11月一部改訂）に森本・富樫断層帯、平成17年3月に邑知潟断層帯の長期評価結果が公表されている。</p> <p>地震発生確率では、砺波平野断層帯東部、<u>呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯</u>は「Sランク（高いグループ）」、砺波平野断層帯西部、<u>魚津断層帯及び邑知潟断層帯</u>は及び「Aランク（やや高いグループ）」に属する。（30年以内の地震発生確率が3%以上は「Sランク（高いグループ）」、0.1%以上～3%未満を「Aランク（やや高いグループ）」としている。）</p> <p>長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部） （略）</p> <p><u>その他本県に影響を及ぼす活断層</u></p> <table border="1" data-bbox="1043 877 1917 1074"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>地震規模</th> <th>主な活断層における相対的評価*</th> <th>地震発生確率（30年内）</th> <th>平均活動間隔</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森本・富樫断層帯</td> <td>M7.2</td> <td>S</td> <td>2%～8%</td> <td>1,700年～2,200年程度</td> <td>約2,000年前～4世紀</td> </tr> <tr> <td>邑知潟断層帯</td> <td>M7.6</td> <td>A</td> <td>2%</td> <td>約1,200年～1,900年程度</td> <td>約3,200年前～9世紀</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>＜参考＞2016年熊本地震発生直前における確率</u></p> <table border="1" data-bbox="1043 1158 1917 1286"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>地震規模</th> <th>地震発生確率（30年内）</th> <th>平均活動間隔</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>布田川断層帯（布田川区間）</td> <td>M7.3</td> <td>ほぼ0%～0.9%</td> <td>8,100年～26,000年程度</td> <td>約6,900年前以後～約2200年前以前</td> </tr> </tbody> </table>	活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価*	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期	森本・富樫断層帯	M7.2	S	2%～8%	1,700年～2,200年程度	約2,000年前～4世紀	邑知潟断層帯	M7.6	A	2%	約1,200年～1,900年程度	約3,200年前～9世紀	活断層名	地震規模	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期	布田川断層帯（布田川区間）	M7.3	ほぼ0%～0.9%	8,100年～26,000年程度	約6,900年前以後～約2200年前以前	<p>主要活断層追加に伴う修正</p> <p>被害想定調査実施に伴う修正</p> <p>熊本地震の発生に伴う修正</p>
活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価*	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期																																											
森本・富樫断層帯	M7.2	S	2%～8%	1,700年～2,200年程度	約2,000年前～4世紀																																											
邑知潟断層帯	M7.6	A	2%	約1,200年～1,900年程度	約3,200年前～9世紀																																											
活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価*	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期																																											
森本・富樫断層帯	M7.2	S	2%～8%	1,700年～2,200年程度	約2,000年前～4世紀																																											
邑知潟断層帯	M7.6	A	2%	約1,200年～1,900年程度	約3,200年前～9世紀																																											
活断層名	地震規模	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期																																												
布田川断層帯（布田川区間）	M7.3	ほぼ0%～0.9%	8,100年～26,000年程度	約6,900年前以後～約2200年前以前																																												

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2章 地震・津波災害予防対策</p> <p>第1節 防災都市づくり</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 建築物の耐震不燃化の促進</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 建築物の耐震化（県全部局）</p> <p>(1) 建築物の耐震性確保</p> <p>ア 防災活動の拠点となる建築物の耐震性確保</p> <p>県は、震災時において、消火・避難誘導・情報伝達等の防災活動の拠点となる消防署、警察署、被災者の収容施設となる公立学校、病院、防災拠点となる庁舎等の公共建築物の安全性を確保するため、新築、建替え又は改修時においては、耐震性能の一層の確保に努め、県有施設以外の建築物の所有者に対しても耐震性確保を図るよう必要な指導を行う。</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 住宅の耐震性能向上</p> <p>本県においては、平成20年の時点で、<u>368,800</u>戸の住宅のうち、耐震基準が強化される昭和55年以前に建設された住宅が約<u>148,700</u>戸存在している。</p> <p>(略)</p> <p>エ 建築物の落下物対策及びブロック塀等の倒壊防止</p> <p>県は、建築物における天井の崩落防止等の落下物対策、ブロック塀等の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を行うため、所有者や施工業者に対して指導啓発に努めるものとする。</p> <p>(2) 耐震診断、耐震改修の促進</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務</p>	<p>県は、震災時において、消火・避難誘導・情報伝達等の防災活動の拠点となる消防署、警察署、被災者の収容施設となる公立学校、病院、防災拠点となる庁舎等の公共建築物の安全性を確保するため、<u>老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるとともに、新築、建替え又は改修時においては、非構造部材を含む耐震性能の一層の確保に努め、県有施設以外の建築物の所有者に対しても耐震性確保を図るよう必要な指導を行う。</u></p> <p>本県においては、平成25年の時点で、<u>379,800</u>戸の住宅のうち、耐震基準が強化される昭和55年以前に建設された住宅が約<u>138,100</u>戸存在しており、このうち耐震化が不十分なものは<u>105,300</u>戸と推計している。</p> <p>エ 建築物の落下物対策及びブロック塀等の転倒防止</p> <p>県は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀及び家具の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を行うため、所有者や施工業者に対して指導啓発に努めるものとする。</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務</p>	<p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>時点修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>耐震改修促進法の改正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																												
<p>所、店舗、ホテル、工場、その他多数の者が利用する建築物で、階数が3階以上で、床面積の合計が1,000㎡以上のものうち地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しなくなった「特定建築物」の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努力義務が課せられている。</p> <p>県及び富山市、高岡市は、管内の特定建築物の耐震診断、耐震改修を的確に実施するため、必要があると認めるときは、国土交通大臣の定める指針を勘案して、特定建築物の所有者に対して耐震診断、耐震改修について必要な指導・助言及び指示を行うものとする。また、<u>特定建築物以外の建築物で緊急通行確保路線等沿いにあり、倒壊により緊急輸送に障害を及ぼすおそれのある建築物の所有者に対しては、耐震診断、耐震改修の啓発に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 耐震性向上の支援措置</p> <p>ア 住宅の耐震改修のための支援措置</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 木造住宅耐震診断支援事業</p> <table border="1" data-bbox="250 868 996 979"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c 実施機関</td> <td>(社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 木造住宅耐震改修支援事業</p> <table border="1" data-bbox="250 1066 996 1236"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b 対象工事</td> <td>耐震診断により補強が必要とされた住宅について、<u>耐震改修後、総合判定が1.0以上となる工事</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ～ウ (略)</p>	区 分	内 容	(略)		c 実施機関	(社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施	区 分	内 容	(略)		b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 <u>耐震改修後、総合判定が1.0以上となる工事</u>	(略)		<p>所、店舗、ホテル、工場その他多数の者が利用する建築物で、階数が3階以上で、床面積の合計が1,000㎡以上<u>(用途により対象となる規模が異なる)</u>のものうち地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しなくなった「<u>特定既存耐震不適格建築物</u>」の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努力義務が課せられている。</p> <p>県及び富山市、高岡市は、管内の特定建築物の耐震診断、耐震改修を的確に実施するため、必要があると認めるときは、国土交通大臣の定める指針を勘案して、特定建築物の所有者に対して耐震診断、耐震改修について必要な指導・助言及び指示を行うものとする。また、<u>地震時に倒壊のおそれのある建築物の所有者に対しては、耐震診断、耐震改修の啓発に努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1158 868 1904 979"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c 実施機関</td> <td>(一社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1158 1066 1904 1378"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>b 対象工事</td> <td>耐震診断により補強が必要とされた住宅について、<u>①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事</u> <u>②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事</u> <u>③1階の主要居室(寝室、居間等)だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)		c 実施機関	(一社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施	区 分	内 容	(略)		b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 <u>①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事</u> <u>②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事</u> <u>③1階の主要居室(寝室、居間等)だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事</u>	(略)		<p>に伴う修正</p> <p>県耐震改修促進計画の改定に伴う修正</p> <p>名称修正</p> <p>制度改正に伴う修正</p>
区 分	内 容																													
(略)																														
c 実施機関	(社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施																													
区 分	内 容																													
(略)																														
b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 <u>耐震改修後、総合判定が1.0以上となる工事</u>																													
(略)																														
区 分	内 容																													
(略)																														
c 実施機関	(一社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施																													
区 分	内 容																													
(略)																														
b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 <u>①建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事</u> <u>②1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事</u> <u>③1階の主要居室(寝室、居間等)だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事</u>																													
(略)																														

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4 市街地の再開発（県土木部、市町村） (略) 1～3 (略) (追加)</p> <p>第2節 都市基盤等の安全性の強化 第1 (略) 第2 ライフライン施設の安全性強化 1 (略) 2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会） (1) <u>都市ガス及び簡易ガス</u> (略) (2) (略) 3～5 (略) 第3～5 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 防災活動体制の整備 (略) この使命を遂行するためには、災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備を進めるとともに、避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできるかぎり早急に行える体制を確立することが必要である。本県の地震・津波防災の体制づくりとして、今後も防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等を整備するとともに、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の整備等による陸・海・空それぞれにおいて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めるものとする。</p>	<p><u>4 大規模盛土造成地</u> <u>県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>都市ガス</u></p> <p>この使命を遂行するためには、災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備を進めるとともに、避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできるかぎり早急に行える体制を確立することが必要である。本県の地震・津波防災の体制づくりとして、今後も防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等を整備するとともに、<u>災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備、災害対策本部の機能の充実・強化、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の整備等による陸・海・空それぞれにお</u></p>	<p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>ガス事業法の改正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信連絡体制の整備 (略)</p> <p>特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1 通信連絡系統（各防災関係機関） (略)</p> <p style="text-align: center;">通信連絡系統図</p> <p>(資料「14-8 防災関係機関連絡先一覧表」)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4 業務継続体制の確保 (略)</p> <p>特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興</p>	<p>いて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">通信連絡系統図</p> <p>(資料「14-8 防災関係機関連絡先一覧表」)</p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 連絡系統の修正</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第5 緊急輸送ネットワークの整備 <u>災害に強い都市づくりを推進するためには、物資の輸送拠点施設を確保するとともに、施設の代替性、補完性を平時から確保しておくことが必要である。このため、県は物資等の輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、国、市町村及び関係機関と連絡を密にし、震災時に都市機能が麻痺しないように、施設の代替性の確保や多重化を推進する。</u></p> <p>1 輸送拠点施設の確保（県関係部局） 県は、被災地外からの救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、震災時には輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第6 （略）</p> <p>第7 相互応援体制の整備 （略）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関） （1）県と防災関係機関との相互協力 （略）</p>	<p><u>市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u></p> <p><u>また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村） 県及び市町村は、被災地外からの救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、震災時には輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。</p>	<p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>関係機関等の修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ア～レ（略） （追加）</p> <p>（2）（略） 4～5（略）</p> <p>第8（略） 第9 災害復旧・復興への備え 1 災害廃棄物の発生への対応 国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>2～3（略）</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備 第1 消防力の強化 1～2（略） 3 救助・救急体制の整備（県知事政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村） （1）～（2）（略） （3）医療機関との連携体制 ア（略） イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。</p> <p>4～5（略） 第2（略） 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</p>	<p>ロ ヤフー株式会社との協定 県とヤフー株式会社とは、平成29年4月28日に「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、災害に係る情報の迅速な提供等に関する協力について取り決めている。</p> <p>国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>3 救助・救急体制の整備（県総合政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）</p> <p>イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。</p>	<p>協定締結に伴う修正</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>（各編共通） 組織改編に伴う修正</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（<u>県知事政策局、県土木部、市町村</u>）</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 指定避難所における施設、設備の整備 市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。</p> <p>ウ 指定避難所における運営体制の整備 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第4～6 (略)</p> <p>第6節 防災行動力の向上</p> <p>第1 防災意識の高揚 (略)</p> <p>1 県民に対する防災知識の普及（<u>県知事政策局、県警察本部、市町村</u>） (略)</p>	<p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（<u>県総合政策局、県土木部、市町村</u>）</p> <p>市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、<u>あらかじめ、必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。</u></p> <p><u>なお、市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p> <p><u>また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</u></p> <p>1 県民に対する防災知識の普及（<u>県総合政策局、県警察本部、市町村</u>）</p>	<p>(各編共通) 組織改編に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 組織改編に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容 ア～ウ (略) エ 普段からの心がけ (ア)～(ケ) (略) <u>(追加)</u></p> <p>(オ)～(キ) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第2 自主防災組織の強化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 企業防災の促進（県知事政策局、市町村） (略) このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。 <u>(追加)</u></p> <p>さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、<u>地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。</u> <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、</p>	<p>(コ) <u>地震保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p>2 企業防災の促進（県総合政策局、市町村）</p> <p><u>企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。</u></p> <p>さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、<u>県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。</u></p> <p><u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u></p> <p>市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（<u>要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を</u></p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 組織改編に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>用語の統一</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p>

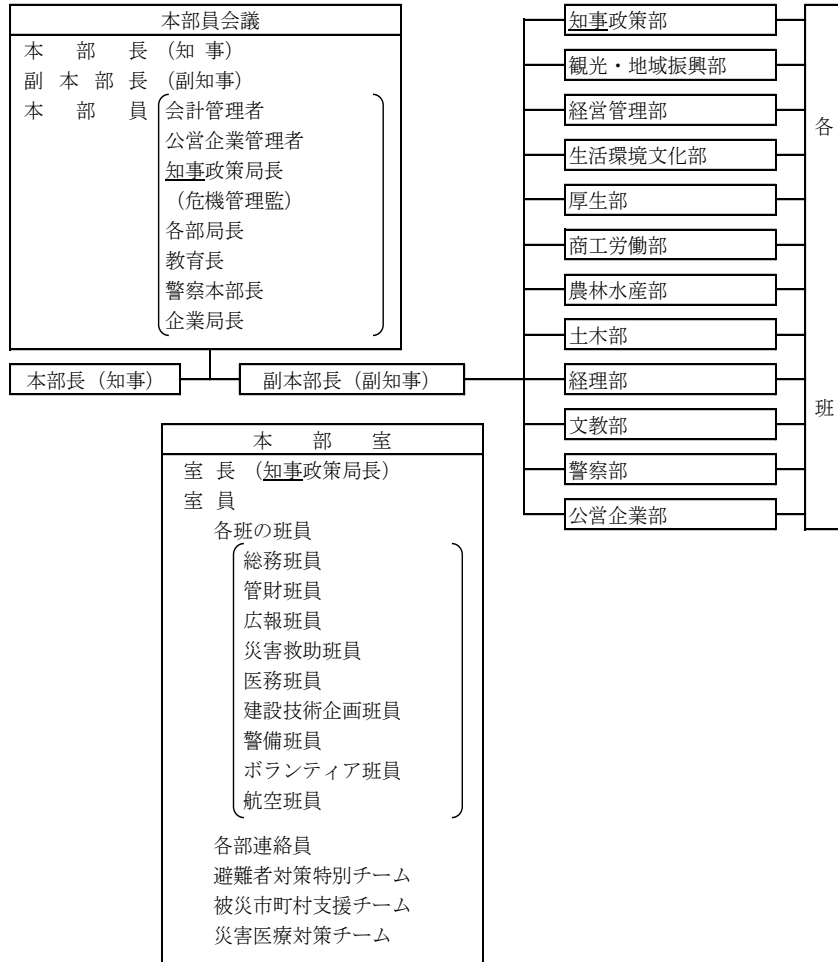
現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 要配慮者の安全確保</p> <p>(略)</p> <p>1 要配慮者対策（県知事政策局、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 避難行動要支援者の支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。</p> <p>また、市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>含む。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。</p> <p>1 要配慮者対策（県総合政策局、県厚生部、市町村）</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>また、市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、<u>当該市町村の条例の定めにより、</u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</p>	<p>(各編共通) 組織改編に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 (略)</p> <p>3 外国人の安全確保対策（県観光・地域振興局、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時の支援体制の整備 県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第7節 調査研究</p> <p>第1 地震・津波に関する調査研究の推進</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 被害想定に関する調査研究（県知事政策局） (略)</p> <p>(1) 地震被害予測調査 (略)</p> <p>地震による被害を最小限にとどめるためには、その被害や対策を科学的に調査することが不可欠である。このため県では、跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層を震源とするマグニチュード7クラスの地震が発生した場合を想定し、震度、地盤の危険度、被害の程度等を予測する被害想定を実施している。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>3 外国人の安全確保対策（<u>県総合政策局、県観光・交通・地域振興局、市町村</u>）</p> <p>県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。<u>なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。</u></p> <p>3 被害想定に関する調査研究（<u>県総合政策局</u>）</p> <p>地震による被害を最小限にとどめるためには、その被害や対策を科学的に調査することが不可欠である。このため県では、跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層、<u>砺波平野断層帯西部、森本・富樫断層帯、邑知瀉断層帯</u>を震源とするマグニチュード7クラスの地震が発生した場合を想定し、震度、地盤の危険度、被害の程度等を予測する被害想定を実施している。</p>	<p>(各編共通) 組織改編に伴う修正等</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 組織改編に伴う修正</p> <p>被害想定調査実施に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3章 地震・津波災害応急対策</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>知事は、県の地域に地震・津波が発生した場合には、防災関係機関や他都道府県などの協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災関係機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う責務を有する。このため、必要に応じて、県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（<u>県知事政策局</u>）</p> <p>（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）組織</p> <p>ア 本部</p> <p>（ア）～（イ） （略）</p>	<p><u>県は、災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、市町村災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。</u></p> <p>2 県災害対策本部等の設置（<u>県総合政策局</u>）</p>	<p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>（各編共通） 組織改編に伴う修正</p>

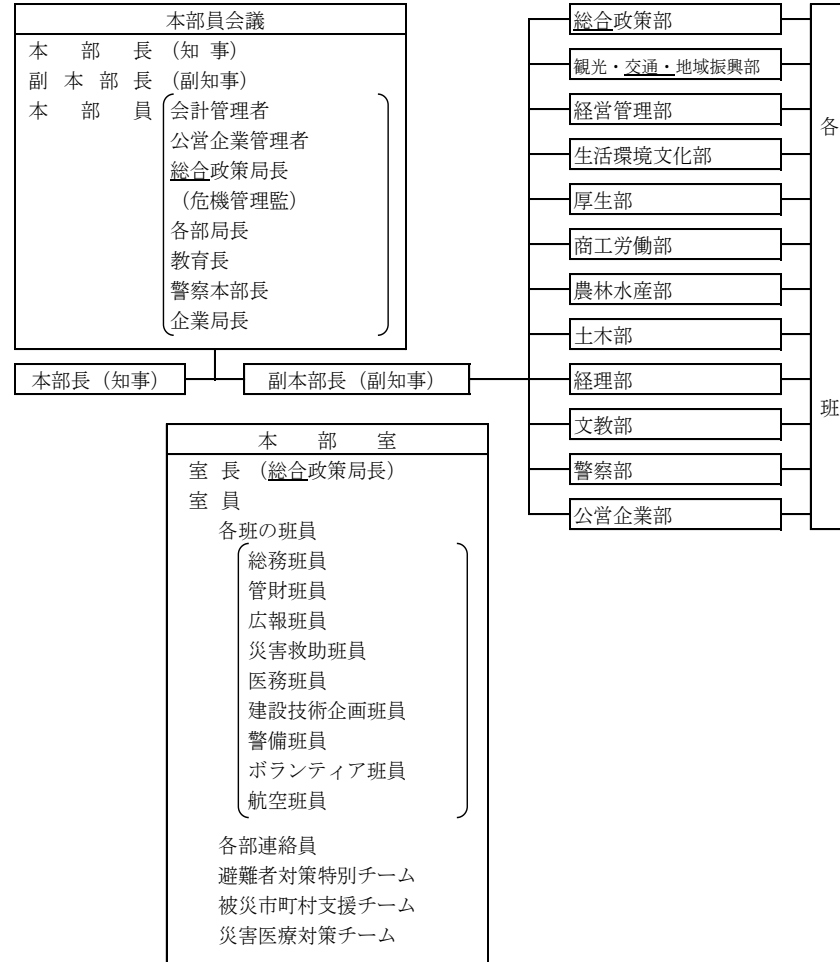
現行地域防災計画

県災害対策本部組織図



修正案 (変更部分のみ記載)

県災害対策本部組織図



備考

(各編共通)
組織改編に伴う修正

(ウ) ~ (オ) (略)

イ ~ ウ (略)

(4) ~ (9) (略)

第2 市町村の活動体制

1 (略)

2 活動体制 (市町村)

(1) ~ (7) (略)

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																														
<p>(追加)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 被害状況等の収集・伝達活動 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局） 被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 608 1025 751"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>担当部班</th> <th>備考(室課名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的・家屋被害</td> <td>知事政策部 総務班</td> <td>防災・危機管理課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄道施設被害</td> <td>知事政策部 地域交通班</td> <td>総合交通政策室</td> </tr> <tr> <td>空港施設被害</td> <td>知事政策部 航空政策班</td> <td>総合交通政策室</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 (略)</p> <p>8 被害状況の報告（県知事政策局、市町村、各防災関係機関） (略)</p> <p>人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</p>	被害項目	担当部班	備考(室課名)	人的・家屋被害	知事政策部 総務班	防災・危機管理課	(略)			鉄道施設被害	知事政策部 地域交通班	総合交通政策室	空港施設被害	知事政策部 航空政策班	総合交通政策室	<p>なお、市町村は、災害対策本部において災害情報を一元的に把握し、県災害対策本部と共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。</p> <table border="1" data-bbox="1059 608 1921 751"> <thead> <tr> <th>被害項目</th> <th>担当部班</th> <th>備考(室課名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的・家屋被害</td> <td>総合政策部 総務班</td> <td>防災・危機管理課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄道施設被害</td> <td>観光・交通・地域振興部 地域交通・新幹線政策班</td> <td>総合交通政策室</td> </tr> <tr> <td>空港施設被害</td> <td>観光・交通・地域振興部 航空政策班</td> <td>総合交通政策室</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 被害状況の報告（県総合政策局、市町村、各防災関係機関）</p> <p>人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p>	被害項目	担当部班	備考(室課名)	人的・家屋被害	総合政策部 総務班	防災・危機管理課	(略)			鉄道施設被害	観光・交通・地域振興部 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室	空港施設被害	観光・交通・地域振興部 航空政策班	総合交通政策室	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 組織改編に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>
被害項目	担当部班	備考(室課名)																														
人的・家屋被害	知事政策部 総務班	防災・危機管理課																														
(略)																																
鉄道施設被害	知事政策部 地域交通班	総合交通政策室																														
空港施設被害	知事政策部 航空政策班	総合交通政策室																														
被害項目	担当部班	備考(室課名)																														
人的・家屋被害	総合政策部 総務班	防災・危機管理課																														
(略)																																
鉄道施設被害	観光・交通・地域振興部 地域交通・新幹線政策班	総合交通政策室																														
空港施設被害	観光・交通・地域振興部 航空政策班	総合交通政策室																														

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(追加)</p> <p>(1) 災害即報</p> <p>ア 市町村（防災担当課、消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動</p> <p>(略)</p> <p>1 地震に関する情報</p> <p>(略)</p> <p>また、地震発生後、約1分半で震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を震度速報として発表する。その</p>	<p>県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。</p> <p>ア 市町村（防災担当課、消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。</p> <p>(イ) 県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。特に、行方不明者の数については、<u>捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。</u></p> <p>また、地震発生後、約1分半で震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を震度速報として発表する。その</p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>後、地震の発生時刻、震源地、マグニチュード、各地域の震度などを含む地震情報を発表する。震度3以上が観測された場合には、大きな揺れが観測された震度観測点のある市町村名もあわせて発表する。また、震度については、より詳細な情報を随時発表する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 情報の伝達</p> <p>(1) 津波に関する情報の伝達 (略)</p> <p>また、津波警報等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。）を含む。）、インターネット、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(2) 地震に関する情報の伝達 ア～イ (略)</p> <p>ウ 市町村は、受信した情報を必要に応じ、直ちに住民等に周知するものとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 広報及び広聴活動 (略)</p> <p>1 広報活動（各防災関係機関） (1)～(2) (略)</p>	<p>後、地震の発生時刻、震源地、マグニチュード、各地域の震度、地震活動の状況などを含む地震情報を発表する。震度3以上が観測された場合には、大きな揺れが観測された震度観測点のある市町村名もあわせて発表する。また、震度については、より詳細な情報を随時発表する。</p> <p>また、津波警報等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。</u>）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。）を含む。）、インターネット、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>ウ 市町村は、受信した情報を必要に応じ、直ちに住民等に周知するものとする。<u>緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</u></p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(3) 災害報道 (略) ア (略) イ 災害報道の実施 報道機関は、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、<u>在住外国人</u>に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) (略) 2 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 広域応援要請 第1 相互協力 1～3 (略) 4 他都道府県への応援・派遣（県知事政策局） 県は、他都道府県において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で応援要請がされた場合は、災害対策基本法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>(1)～(3) (略) 第2 応援要請 (略) 1～4 (略) 5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省） 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。</p> <p>第5節 救助・救急活動</p>	<p>報道機関は、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、<u>在日外国人、訪日外国人</u>に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>4 他都道府県への応援・派遣（<u>県総合政策局</u>）</p> <p>県は、職員を派遣する場合、<u>地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</u></p> <p>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。</p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 組織改編に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1～2 (略)</p> <p>第3 消防応援要請</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備（市町村） （略）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 野営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報</p> <p>第4 (略)</p> <p>第6節 医療救護活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣</p> <p>1 (略)</p> <p>2 富山県DMATの活動内容</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3～8 (略)</p> <p>第9 被災地における保健医療の確保</p> <p>1 保健医療活動従事者の確保（県厚生部）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10 (略)</p>	<p>(5) 宿営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報</p> <p><u>なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。</u></p>	<p>用語の修正</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第7節（略）</p> <p>第8節 避難活動</p> <p>第1 避難の勧告、指示及び誘導</p> <p>1 避難の勧告、指示の実施責任者（市町村、県知事政策局、県土木部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部）</p> <p>避難の勧告、指示の実施責任者は次のとおりである。実際に勧告又は指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。 <u>（追加）</u></p> <p>市町村長は、勧告又は指示を行った場合、速やかに知事に報告するものとする。 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 避難誘導（県警察本部、市町村）</p> <p>（1）市町村</p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて</u>、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。 （略）</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>4 （略）</p> <p>第2 津波に関する避難の勧告、指示及び誘導</p> <p>1 避難の勧告、指示（市町村）</p> <p>（略）</p> <p>避難勧告等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、</p>	<p>1 避難の勧告、指示の実施責任者（市町村、県総合政策局、県土木部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部）</p> <p><u>県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</u></p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて</u>、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>避難勧告等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、<u>市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、サイ</u></p>	<p>（各編共通） 組織改編に伴う修正</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3～7 (略)</p> <p>第8 飼養動物の保護等 (略)</p> <p>1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部） (1) (略) (2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 災害時における車両の移動等 (略)</p> <p>1 道路管理者の措置 道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公安委員会の措置 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車</p>	<p>レン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「<u>富山県動物同行避難所等運営マニュアル</u>」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。</p> <p>1 道路管理者等の措置 道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>（「<u>道路管理者等</u>という。）は、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ、道路区間を指定、周知後、運転者等に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。</p> <p>公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通</p>	<p>マニュアルの策定に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 輸送体制（各防災機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 他県・企業からの救援物資については、被災市町村や隣接市町村の集積地の状況をみながら、県が指示する集積地に輸送する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ごみ、災害廃棄物の処理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害廃棄物処理</p> <p>県及び市町村等は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p><u>県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請</u></p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																				
<p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第12～14節 (略)</p> <p>第15節 水害・土砂災害対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 土砂災害対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台）</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="181 651 1003 858"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th colspan="2">発表区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土砂災害警戒情報</td> <td rowspan="2">大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時</td> <td>県東部</td> <td>滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町</td> </tr> <tr> <td>県西部</td> <td>高岡市、射水市、小矢部市、氷見市、砺波市、南砺市</td> </tr> </tbody> </table> <p>第16節 (略)</p> <p>第17節 ライフライン施設の応急復旧対策</p> <p>(略)</p> <p>このため、ライフライン関係機関は、災害時における活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、できるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとする。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ガス施設</p> <p>(略)</p> <p>1 <u>都市ガス及び簡易ガス対策</u>（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、日本コミュニティーガス協会北陸支部）</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	種類	発表基準	発表区分		土砂災害警戒情報	大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時	県東部	滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町	県西部	高岡市、射水市、小矢部市、氷見市、砺波市、南砺市	<p><u>を行うものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1081 651 1904 858"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th colspan="2">発表区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土砂災害警戒情報</td> <td rowspan="2">大雨警報（<u>土砂災害</u>）発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時</td> <td>県東部</td> <td>滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町</td> </tr> <tr> <td>県西部</td> <td>高岡市、射水市、小矢部市、氷見市、砺波市、南砺市</td> </tr> </tbody> </table> <p>このため、ライフライン関係機関は、災害時における活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、できるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施するものとし、<u>可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。</u></p> <p>1 <u>都市ガス対策</u>（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、日本コミュニティーガス協会北陸支部）</p>	種類	発表基準	発表区分		土砂災害警戒情報	大雨警報（ <u>土砂災害</u> ）発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時	県東部	滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町	県西部	高岡市、射水市、小矢部市、氷見市、砺波市、南砺市	<p>表記の修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>ガス事業法の改正に伴う修正</p>
種類	発表基準	発表区分																				
土砂災害警戒情報	大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時	県東部	滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町																			
		県西部	高岡市、射水市、小矢部市、氷見市、砺波市、南砺市																			
種類	発表基準	発表区分																				
土砂災害警戒情報	大雨警報（ <u>土砂災害</u> ）発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時	県東部	滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町																			
		県西部	高岡市、射水市、小矢部市、氷見市、砺波市、南砺市																			

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 (略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第18節 公共施設等の応急復旧対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 鉄道施設等（JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、富山ライトレール(株)、県知事政策局)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 公共交通機関による輸送の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 復旧計画 公共交通機関は、応急措置の終了後、速やかに被害原因の調査分析を行い、再び同種の被害を受けることのないよう本復旧計画を立てる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第19節 応急住宅対策等</p> <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 応急危険度判定活動（県土木部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>1 被災建築物応急危険度判定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被災建築物応急危険度判定士への参加要請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき、被災市町村以外の市及び(公社)富山県建築士会、(一社)富山県建築士事務所協会を通じて、被災市町村以外に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2 鉄道施設等（JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、富山ライトレール(株)、県観光・交通・地域振興局)</p> <p>公共交通機関は、応急措置の終了後、速やかに被害原因の調査分析を行い、再び同種の被害を受けることのないよう本復旧計画を立て、<u>可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。</u></p> <p>イ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき、被災市町村以外の市町村並びに(公社)富山県建築士会、(一社)富山県建築士事務所協会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会を通じて、被災市町村以外に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。</p>	<p>(各編共通) 組織改編に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>関係機関等追加に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第5 建築制限及び緩和措置（県土木部、市町村）</p> <p>1 被災市街地における建築制限</p> <p>地震・津波災害の後、復興計画として都市計画事業及び土地地区画整理事業が立案されるまでの間、建築物の無秩序な建築を防止するため、知事は、富山市及び高岡市を除く地域（富山市及び高岡市にあつてはそれぞれの市長が）において建築基準法第84条第1項に基づき1月以内に限り、区域の指定を行い、建築物の建築を制限し、又は禁止する。都市計画事業又は土地地区画整理事業の計画決定が多少遅れるような場合には、<u>知事が国土交通大臣の承認を得て、更に1月を超えない範囲内で、その期間を延長することとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>2 仮設建築物に対する制限の緩和</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）地震災害があつた場合、<u>停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物については、建築基準法の一部の規定は適用しない。</u></p> <p>（3）（略）</p> <p>第20～21節 （略）</p>	<p>地震・津波災害の後、復興計画として都市計画事業及び土地地区画整理事業が立案されるまでの間、建築物の無秩序な建築を防止するため、知事は、富山市及び高岡市を除く地域（富山市及び高岡市にあつてはそれぞれの市長が）において建築基準法第84条第1項に基づき1月以内に限り、区域の指定を行い、建築物の建築を制限し、又は禁止する。都市計画事業又は土地地区画整理事業の計画決定が多少遅れるような場合には、<u>更に1月を超えない範囲内で、その期間を延長することとする。</u></p> <p>（2）地震災害があつた場合、<u>停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物については、建築基準法の一部の規定は適用しない。</u></p>	<p>建築基準法改正に伴う修正</p> <p>建築基準法改正に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																								
<p>第4章 地震・津波災害復旧対策 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 (略) また、これらによる被災者の自立的な生活再建の支援を早期に実施するため、市町村は被災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付するものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>1～2 (略) 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村） 制度の概要 (平成14年11月末日現在)</p> <table border="1" data-bbox="159 874 1010 1246"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>概要</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①災害弔慰金の支給</td> <td>自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの</td> <td>災害弔慰金の支給等に関する法律第3条</td> </tr> <tr> <td>②災害障害見舞金の支給</td> <td>自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの</td> <td>災害弔慰金の支給等に関する法律第8条</td> </tr> <tr> <td>③災害援護資金の貸付け</td> <td>自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度</td> <td>災害弔慰金の支給等に関する法律第10条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)～(2) (略) (3) 災害援護資金 ア 貸付対象者及び貸付限度額 市町村は、条例の定めるところにより県内において災</p>	区分	概要	根拠	①災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条	②災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第8条	③災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条	<p>市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市町村の活動の支援に努めるものとする。</p> <p>制度の概要 (平成29年10月末日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1059 874 1910 1246"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>概要</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①災害弔慰金の支給</td> <td>自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの</td> <td>災害弔慰金の支給等に関する法律第3条</td> </tr> <tr> <td>②災害障害見舞金の支給</td> <td>自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの</td> <td>災害弔慰金の支給等に関する法律第8条</td> </tr> <tr> <td>③災害援護資金の貸付け</td> <td>自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度</td> <td>災害弔慰金の支給等に関する法律第10条</td> </tr> </tbody> </table>	区分	概要	根拠	①災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条	②災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第8条	③災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条	<p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>時点の修正</p>
区分	概要	根拠																								
①災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条																								
②災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第8条																								
③災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条																								
区分	概要	根拠																								
①災害弔慰金の支給	自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村が、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに500万円以内の災害弔慰金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第3条																								
②災害障害見舞金の支給	自然災害により精神又は身体に障害を受けた者に対して、国・県・市町村（1/2・1/4・1/4）の三者の負担のもとに250万円以内の災害障害見舞金を支給するもの	災害弔慰金の支給等に関する法律第8条																								
③災害援護資金の貸付け	自然災害により住居や家財に被害を受けた場合及び世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とした貸付制度	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条																								

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																												
<p>害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（平成14年11月末日現在）</p> <table border="1" data-bbox="170 316 1025 746"> <thead> <tr> <th>被害の種類及び程度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 家財等の損害</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ア 家財の1/3以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td> イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td> ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td> エ 住居全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>(3) (1)と(2)が重複した場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ア (1)と(2)のイが重複した場合</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td> イ (1)と(2)のウが重複した場合</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td> ウ (1)と(2)のウが重複した場合</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ア (2)のイの場合</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td> イ (2)のウの場合</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td> ウ (3)のイの場合</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害の種類及び程度	金額	(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円	(2) 家財等の損害		ア 家財の1/3以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居全体の滅失又は流失	350万円	(3) (1)と(2)が重複した場合		ア (1)と(2)のイが重複した場合	250万円	イ (1)と(2)のウが重複した場合	270万円	ウ (1)と(2)のウが重複した場合	350万円	(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合		ア (2)のイの場合	250万円	イ (2)のウの場合	350万円	ウ (3)のイの場合	350万円	<p style="text-align: center;">（平成29年10月末日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1070 316 1921 746"> <thead> <tr> <th>被害の種類及び程度</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 家財等の損害</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ア 家財の1/3以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td> イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td> ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td> エ 住居全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>(3) (1)と(2)が重複した場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ア (1)と(2)のイが重複した場合</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td> イ (1)と(2)のウが重複した場合</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td> ウ (1)と(2)のウが重複した場合</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ア (2)のイの場合</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td> イ (2)のウの場合</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td> ウ (3)のイの場合</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害の種類及び程度	金額	(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円	(2) 家財等の損害		ア 家財の1/3以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居全体の滅失又は流失	350万円	(3) (1)と(2)が重複した場合		ア (1)と(2)のイが重複した場合	250万円	イ (1)と(2)のウが重複した場合	270万円	ウ (1)と(2)のウが重複した場合	350万円	(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合		ア (2)のイの場合	250万円	イ (2)のウの場合	350万円	ウ (3)のイの場合	350万円	<p>時点の修正</p>
被害の種類及び程度	金額																																																													
(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円																																																													
(2) 家財等の損害																																																														
ア 家財の1/3以上の損害	150万円																																																													
イ 住居の半壊	170万円																																																													
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円																																																													
エ 住居全体の滅失又は流失	350万円																																																													
(3) (1)と(2)が重複した場合																																																														
ア (1)と(2)のイが重複した場合	250万円																																																													
イ (1)と(2)のウが重複した場合	270万円																																																													
ウ (1)と(2)のウが重複した場合	350万円																																																													
(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合																																																														
ア (2)のイの場合	250万円																																																													
イ (2)のウの場合	350万円																																																													
ウ (3)のイの場合	350万円																																																													
被害の種類及び程度	金額																																																													
(1) 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円																																																													
(2) 家財等の損害																																																														
ア 家財の1/3以上の損害	150万円																																																													
イ 住居の半壊	170万円																																																													
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円																																																													
エ 住居全体の滅失又は流失	350万円																																																													
(3) (1)と(2)が重複した場合																																																														
ア (1)と(2)のイが重複した場合	250万円																																																													
イ (1)と(2)のウが重複した場合	270万円																																																													
ウ (1)と(2)のウが重複した場合	350万円																																																													
(4) 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合																																																														
ア (2)のイの場合	250万円																																																													
イ (2)のウの場合	350万円																																																													
ウ (3)のイの場合	350万円																																																													
<p>イ 貸付条件</p> <p>(ア) 所得制限</p> <p style="text-align: center;">（平成16年8月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="235 912 963 1098"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>市町村民税における総所得額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては1,270万円 (イ)～(オ) (略)</p> <p>4～9 (略)</p> <p>10 罹災証明書発行体制の整備（県、市町村）</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p>	世帯人数	市町村民税における総所得額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	<p style="text-align: center;">（平成29年10月末日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1137 912 1865 1098"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>市町村民税における総所得額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては1,270万円</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、<u>住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の</u></p>	世帯人数	市町村民税における総所得額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	<p>同上</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>																																				
世帯人数	市町村民税における総所得額																																																													
1人	220万円																																																													
2人	430万円																																																													
3人	620万円																																																													
4人	730万円																																																													
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																																													
世帯人数	市町村民税における総所得額																																																													
1人	220万円																																																													
2人	430万円																																																													
3人	620万円																																																													
4人	730万円																																																													
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																																													

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>11～12 (略)</p> <p>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援</p> <p>1 中小企業への融資等 (県商工労働部) (略)</p> <p>(1) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長</p> <p>ア <u>小規模企業者等設備導入資金貸付及び貸与制度の償還期限の延長</u> (<u>激甚法第13条の小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</u>) <u>激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業の既往の小規模企業者等設備導入資金、小規模企業者等設備貸与制度の債務について、2年を超えない範囲で償還期限を延長する。</u></p> <p>イ <u>小規模企業者等設備導入資金の既往債務の償還期限の延長 (激甚災害について2年)</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 県制度融資による対応 県の制度融資においては、経営安定資金地域産業対策枠</p>	<p><u>整備に努める。また、効率的な罹災証明書_の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p> <p>県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者ための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとし、<u>育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>中小企業高度化資金の既往債務の償還期限の延長 (激甚災害について<u>3年以内</u>)</p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>制度の変更に伴う修正</p> <p>同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>により、被災中小企業の経営安定のための融資を行う。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>オ 利率 年1.70%（平成27年6月現在）</p> <p>カ（略）</p> <p>（5）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3～4（略）</p> <p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 特別財政援助額の交付手続等</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成（県商工労働部）</p> <p><u>（1）中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（2）小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）</u></p> <p><u>激甚災害を受けた者が当該災害を受ける以前に貸付けを受けていた小規模企業者等設備導入資金についてその償還期限を2年以内の範囲で延長することができるものとする特例である。</u></p> <p>4（略）</p> <p>第3節（略）</p>	<p>オ 利率 年1.70%（平成29年10月現在）</p> <p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>時点の修正</p> <p>番号の修正</p> <p>制度の変更に伴う修正</p>

※その他、全編において県の組織改編に伴い部局名を修正。